

お 知 ら せ

件名	社会資本整備審議会 道路分科会 北海道地方小委員会(第1回)の開催について
----	--

お知らせ内容

直轄事業の事業評価など、地方における道路事業の効率的な実施に関し、意見を聴取することを目的に設置された、社会資本整備審議会 道路分科会 北海道地方小委員会(第1回)を下記のとおり開催します。

記

- (1) 開催日時：平成22年12月14日(火) 15:30~17:30
- (2) 開催場所：札幌第一合同庁舎 10階 共用1・2号会議室
(札幌市北区北8条西2丁目)
- (3) 議事(予定)：別紙のとおり
- (4) 取材：テレビカメラ等による撮影は冒頭から開会の北海道開発局長挨拶まで可能です。審議中は傍聴取材(着席)となります。

※ 国土交通省報道発表資料(参考)

「国土交通省所管公共事業における計画段階評価の試行について」

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000115.html

※当日の配布資料、議事概要は、後日ホームページに掲載する予定です。

	所 属	役 職 名	氏 名	代 表 電 話
問合せ先	建設部 道路計画課	課長補佐	堤 啓	011-709-2311 (内線 5355)
	建設部 道路計画課	課長補佐	玉木 博之	011-709-2311 (内線 5356)

社会資本整備審議会道路分科会

第1回北海道地方小委員会

議事次第

日時：平成22年12月14日（火）15時30分～17時30分

場所：札幌第一合同庁舎 10階 共用1・2号会議室
札幌市北区北8条西2丁目

1. 開会

2. 議題

- ・北海道地方小委員会の運営規則等について
- ・北海道地方の課題と道路における取組について
- ・北海道横断自動車道(黒松内～余市)計画段階評価の試行について

3. 閉会

社会資本整備審議会 道路分科会
北海道地方小委員会 委員名簿

- うすい 臼井 じゅんこ 純子 (株)富士通総研 エグゼクティブコンサルタント
第一コンサルティング本部 PPP推進担当理事
- かがや 加賀屋 せいいち 誠一 北海道大学大学院 教授
- こしざわ 越澤 あきら 明 北海道大学大学院 教授
- たかむき 高向 いわお 巖 (社)北海道商工会議所連合会 会頭
- たむら 田村 とおる 亨 室蘭工業大学 教授
- ひらおか 平岡 よしゆき 祥孝 札幌大谷大学短期大学部 教授
- ふるや 古屋 あつみ 温美 北海道大学大学院 特任准教授
- やまざき 山崎 みきね 幹根 北海道大学公共政策大学院 教授

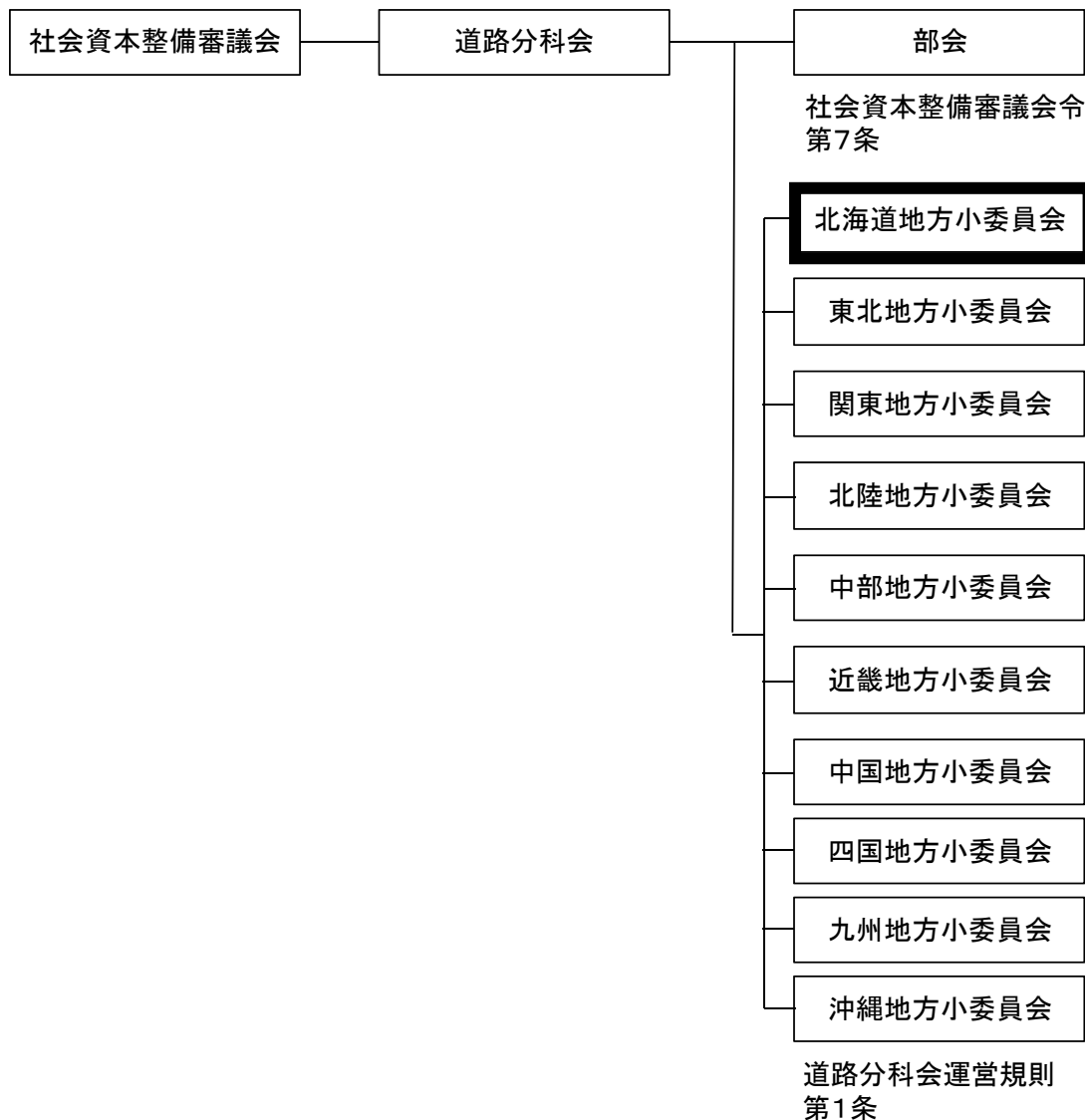
※○:委員長

※敬称略、五十音順

部会等の設置

(根拠法令等) 国土交通省設置法 (平成 11 年法律第 100 号)
社会資本整備審議会令 (平成 12 年政令第 299 号)
社会資本整備審議会道路分科会運営規則 (案)

1. 組織図



2. 設置する部会等

○事業評価部会

直轄事業等の事業評価にあたり意見を聴取すること等を目的として設置する。

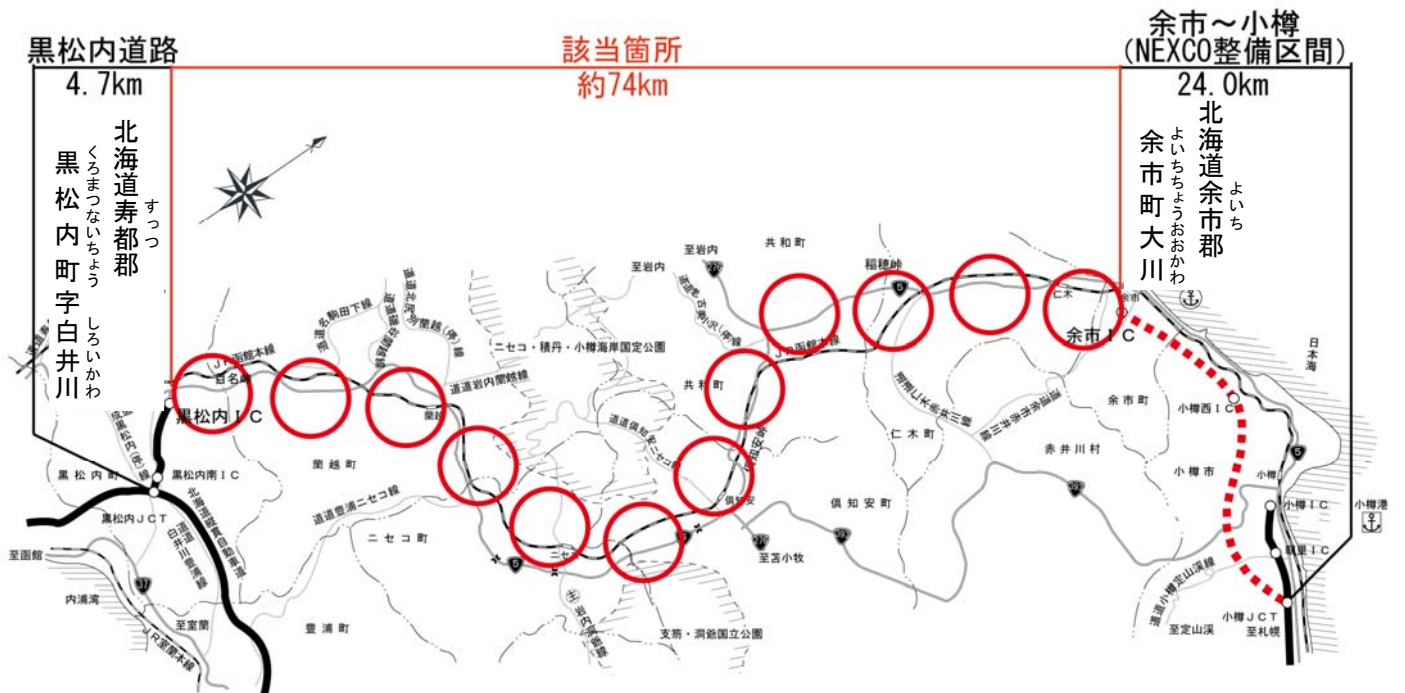
○地方小委員会

直轄事業の事業評価など地方における道路事業の効率的な実施に関し、意見を聴取すること等を目的として、地方ごとに設置する。

北海道横断自動車道 くろまつない よいち 黒松内～余市

事業区間：北海道寿都郡黒松内町字白井川
～北海道余市郡余市町大川

延長：約74km



凡 例	
—	供用中
---	事業中
○○○	該当箇所

「政策目標評価型事業評価」の導入についての基本方針(案)

公共事業の実施過程の透明性を一層向上させるため、事業の必要性等が検証可能となるよう評価の手法を改善するとともに、計画段階での事業評価を新たに導入

参考:H22.8.9公表資料

1. 政策目標評価型事業評価の導入

政策目標評価型事業評価として、以下の取り組みを実施する。

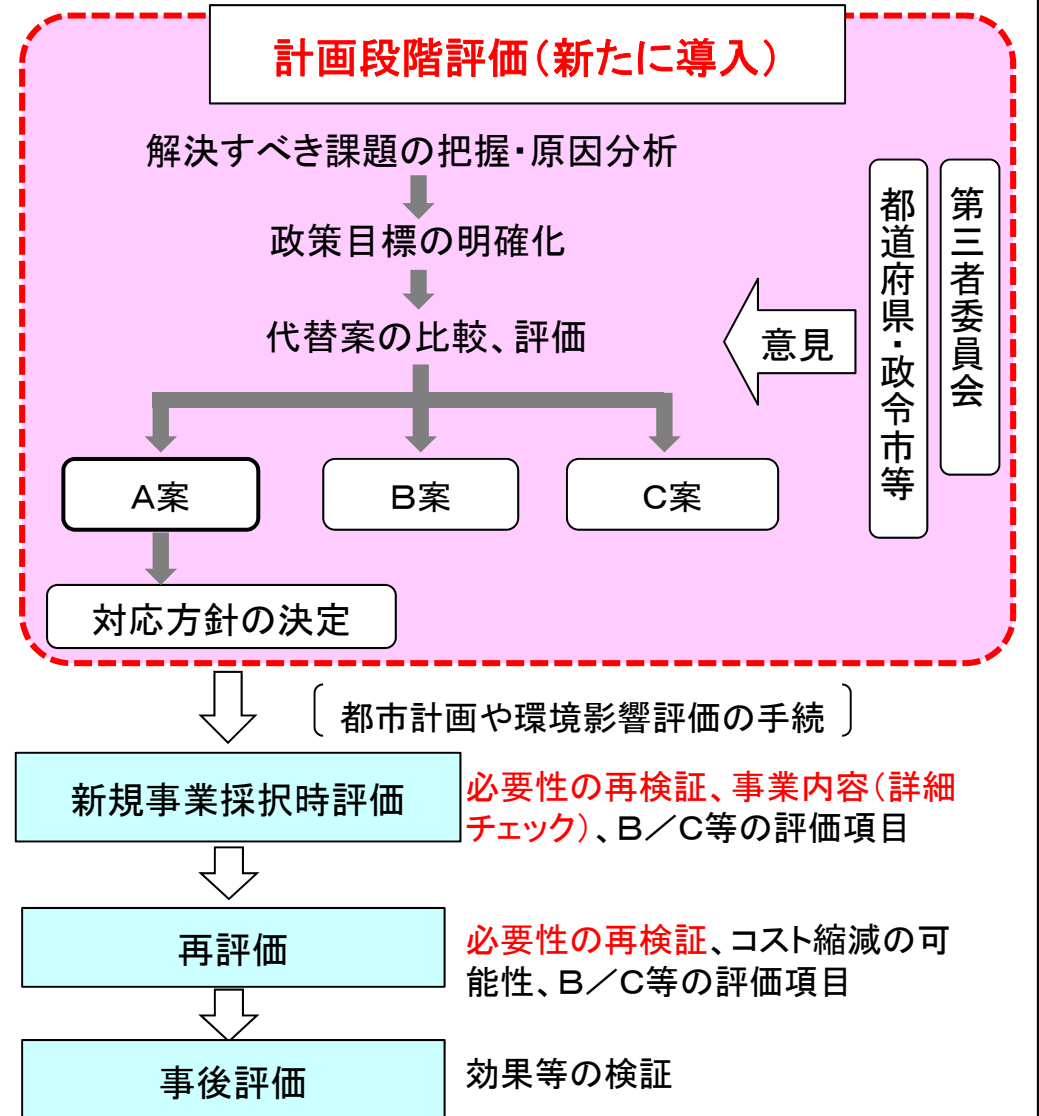
①事業の必要性や内容が検証可能となるよう 評価の手法を改善

- 事業目的となる解決すべき課題・背景の把握、原因分析
- 政策目標の明確化
- 政策目標に応じて評価項目を設定し、代替案を提示した上で、具体的データやコスト等から比較、評価

②計画段階の事業評価を導入

- 代替案の比較評価を行う計画段階における事業評価を実施

【政策目標評価型事業評価の一般的な流れ】



「政策目標評価型事業評価」の導入についての基本方針(案)

2. 計画段階評価の基本的枠組み

○評価の対象

国土交通省所管公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く、右表に掲げる直轄事業等

○評価の時期

右表に掲げる時期を原則とする

○都道府県・政令市及び第三者意見聴取

事業の内容について関係する都道府県・政令市等の意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く

※ 河川事業、ダム事業について

河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等において、当該事業の代替案の比較評価を含めた審議等を経て、河川整備計画の策定・変更を行う場合は、計画段階評価の手続きが行われたものと位置付ける

3. 試行等について

○平成22年度においては、一部の直轄事業について計画段階評価を試行

※経過措置

平成23年度予算に係る新規事業採択時評価を実施する事業は、計画段階評価を併せて実施 等

計画段階評価の対象事業、実施時期

所管部局	計画段階評価の対象とする事業	計画段階評価の実施時期
河川局	河川事業	新規事業採択時評価の前年度まで
	ダム事業	
	砂防事業	
	地すべり対策事業	
河川局 港湾局	海岸事業	都市計画や環境影響評価の手続きに入る前の段階 上記手続き対象外の場合は、新規事業採択時評価の前年度まで
道路局	新設・改築事業	
港湾局	港湾整備事業	新規事業採択時評価の前年度まで
航空局	空港整備事業	
都市・地域整備局	都市公園事業	